

組内回覧

(回覧後組長保管)

廿日市市大野第一区規約類集

- | | |
|---|--------|
| I. 大野第一区 規約(改正案) | P1～P6 |
| II. 大野第一区4地域防災会規約
(宮島口／宮島口上／福面／宮島口東 各地域) | P7～P8 |
| III. 大野第一区 集会所使用規則(改正案) | P9～P13 |

令和2年4月11日

廿日市市大野第一区

I. 廿日市市大野第一区規約

廿日市市大野第一区規約目次

第1章 組織及び事務所

- 第1条 組織
- 第2条 事務所

第2章 役員および役員の選出

- 第3条 役員
- 第4条 役員の選出
- 第5条 役員の任期

第3章 役員の業務

- 第6条 区長の業務
- 第7条 副区長の業務
- 第8条 運営部会長および副部会長の業務
- 第9条 監査役の業務

第4章 組長

- 第10条 組長の委嘱
- 第11条 組長の業務
- 第12条 組長の任期

第5章 企画推進協議会

- 第13条 設置目的
- 第14条 区運営の重要事項
- 第15条 構成
- 第16条 任期

第6章 会議

- 第17条 会議
- 第18条 役員会
- 第19条 運営部会
- 第20条 組長総会
- 第21条 組長懇談会

第7章 入区および退区

- 第22条 入区および退区

第8章 会計

- 第23条 会計
- 第24条 会計事務
- 第25条 会計年度

第9章 防災会活動

- 第26条 防災会

第10章 集会所の管理および運営

- 第27条 集会所の管理および運営
- 第28条 集会所の使用規則

第11章 その他

- 第29条 規約の改正

付 則

廿日市市大野第一区規約

この規約は、大野支所内の第一区（以下本区という）が行政協力のための諸事業と区民の福祉、健康、環境衛生、防犯、災害防止対策等の改善と向上を図るための自治活動を、民主的かつ円滑に推進することを目的として定める。

第1章 組織および事務所

第1条（組織）

本区は廿日市市大野第一区と称し、本区内に居住する住民の世帯の構成者をもって組織する。ただし、世帯とは次の場合を指す。

1. 本区内に居住して、独立の生計を営む世帯。
2. 同一敷地内に居住し、生活を共にしている世帯。

第1条の2（区割り）

自治活動を円滑に推進するために、本区を次の10地区に分け、さらにそれぞれの地区に複数の組を組織する。

- (1) 宮島口1・4丁目地区
- (2) 宮島口2・3丁目地区
- (3) 宮島口上1丁目地区
- (4) 宮島口上2丁目地区
- (5) 福面1・2丁目地区
- (6) 福面2丁目地区
- (7) 福面3丁目地区
- (8) 宮島口東1丁目地区
- (9) 宮島口東2丁目地区
- (10) 宮島口東3丁目地区

第2条（事務所）

本区の手事務所は廿日市市大野東市民センター地域活動室に置く。
但し、区会計関係事務の手事務所は会計担当副区長宅に置く。運営部会関係の手事務所は運営部会長宅に置く。

第2章 役員および役員の選出

第3条（役員）

本区に次の役員を置く。

1. 区長 1名
2. 地区担当副区長 10名（第1条の2項の各地区から1名）
会計担当副区長 1名
3. 運営部会長 6名（総務、防災、福祉、環境衛生、防犯青少年育成、行事推進部会）
4. 監査役 2名
5. 顧問 若干名

第4条（役員の選出）

1. 区長
区長は、区役員が副区長及び副区長経験者の中から適任者を推薦し、組長総会の承認を得て決定する。
2. 副区長
地区担当副区長は、当該地区区民が当該区民の中から適任者を推薦し、推薦された候補者を組長総会の承認を得て決定する。
会計担当副区長は、区役員が区民の中から適任者を推薦し、組長総会の承認を得て決定する。
3. 運営部会長
運営部会長は、区長が本区の区民の中から適任者を選出する。但し、役員が兼務することができる。
4. 監査役
監査役は、区長が副区長、運営部会長および副部会長を除く本区の区民のうちから適任者を選出する。
4. 顧問
顧問は、区長が副区長、運営部会長、副部会長及び運営部会長を除く本区の区民のうちから適任者を選出する。

第5条（役員の任期）

役員任期は、原則として2年とする。但し、再任は妨げない。

第3章 役員の業務

第6条 (区長の業務)

区長は大野第一区自治活動の代表者として、次の業務を行う。

1. コミュニティ推進協議会理事としての業務
2. 公衆衛生推進協議会理事としての業務
3. 防犯組合連合会理事および地区防犯組合長としての業務
4. 本区運営部会の行事と予算執行に関する業務
5. 本区内の集会所の管理・運営に関する業務
6. その他本区の総括責任者としての業務

第7条 (副区長の業務)

副区長は担当地区の代表者として、区長の業務を補佐すると共に、担当地区の自治活動について、次の業務を行う。

1. コミュニティ推進協議会委員としての業務
2. 公衆衛生推進協議会委員としての業務
3. 防犯組合連合会委員および地区防犯組合副組合長としての業務
4. 集会所の管理・運営に関する業務
5. その他、自治活動に関する業務
6. 区長に事故・不都合等ある時は、区長の代行者となる。代行者は総務部会長とする。

第8条 (運営部会長および副部会長の業務)

本区に次の運営部会を設け、それぞれの部会に部会長および必要に応じて副部会長を置く。

1. 総務部会
福祉部会
行事推進部会
環境衛生部会
防犯青少年育成部会
防災部会
2. 運営部会長は、部会の総括責任者として区長を補佐し、積極的に業務を推進する。
副部会長は、部会長と協力し業務を推進する。
3. 各運営部会は、部会活動を効果的に運営するために、区民のうちから活動に協力する者を会員として委嘱する。

第9条 (監査役の業務)

監査役は、毎会計年度末に当該年度の予算執行状況について監査し、その結果を次年度当初の組長総会で報告し、承認を得なければならない。

第9条の2 (顧問の業務)

一区の各種事業等について、区長に意見を述べるとともに、区長の業務の遂行に尽力する。但し、意思決定を行う権限を持たない。

第4章 組長

第10条 (組長の委嘱)

区長は、毎年度末に本区の各組から推薦された適任者1名を、次年度の組長に委嘱する。

第11条 (組長の業務)

組長は、区内の自治活動について次の業務を行う。

1. 保健衛生の活動に関する業務
2. 防犯活動推進に関する業務
3. 福祉活動に関する業務
4. コミュニティ活動に関する業務
5. 各運営部会の活動に関する業務
6. 区費の徴収および各種団体の募金に協力する業務
7. その他、自治活動に協力する業務

第12条（組長の任期）

1. 組長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 組長に事故のあるときは、区長は組内から推薦された後任者を、前任者の残存期間の組長として委嘱する。

第5章 企画推進協議会

第13条（設置目的）

1. 本区の行政協力および自治活動の諸事業を、民主的かつ円滑に推進するために、企画推進協議会を設置する。
2. 企画推進協議会は区長が定期的に招集し、本区の運営に関する重要事項について協議する。

第14条（本区運営の重要事項）

本区運営の重要事項は次のとおりとする。

1. 年度事業計画について
2. 年度予算および決算報告について
3. 区役員について
4. 各集会所の運営について
5. 各種団体への助成について
6. その他重要と考えられる事項について

第15条（構成）

企画推進協議会は、区長、副区長、監査および区長が委嘱した次の者をもって構成する。
民生委員・児童委員代表、万年青会会長、女性会会長、子ども会育成会会長、体育推進協議会会長、消防団分団長、区長経験者、各地域*代表者若干名、有識者若干名

各地域* (1) 宮島口 (2) 宮島口上 (3) 福面 (4) 宮島口東

第16条（任期）

企画推進協議会委員の任期は3年とする。
各種団体の代表者／長は、その在任期間とし、有識者は区長が認めた期間とする。

第6章 会議

第17条（会議）

1. 本区の主な会議は、役員会、各運営部会、組長総会および企画推進協議会とする。
2. 会議は必要に応じて随時開催することができる。
3. 会議の議長は区長の指名するものが当たる。
4. 会議は会議の構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定す

第18条（役員会）

1. 役員会は、区長、副区長をもって構成し、主にこの規約第6条および第7条に定める業務の運営について協議し決定する。但し、区長が顧問の出席が必要と思われるとはこの限りではない。
2. 役員会は、区長が必要と認めた場合に随時開催することができる。

第19条（運営部会）

1. 各運営部会は区長、副区長および運営部会長、副部会長ならびに部会員をもって構成し、各部会長が必要に応じて随時開催することができる。
2. 運営部会は、各運営部会の目的とする自治活動の推進について協議し決定する。

第20条（組長総会）

1. 組長総会は、この規約第3条に定める役員と、第10条に定める組長をもって構成する。組長総会は、毎会計年度の当初に召集する定期総会と、必要ある場合に召集する臨時総会とする。
2. 定期総会は区長が招集する。
総会の議長は原則として区長とする。ただし、区長は状況に応じて役員のうちから議長を指名することができる。
3. 区長は定期総会において、次の事項について報告し、承認を得なければならない。
 - イ. 新年度の役員人事について
 - ロ. 前年度の事業ならびに決算報告について
 - ハ. 新年度の事業計画ならびに予算について
 - ニ. 新年度の区費に関する事項について
 - ホ. その他、定期総会において必要と認める事項について
4. 臨時総会は、区長が必要と認めたとき、または組長の二分の一以上の要求があったとき、15日以内に開催しなければならない。

第21条（組長懇談会）

区長は、「まちづくり」に関する意見・提案、地域の課題・要望等について協議するため、各地域ごとに組長懇談会を適宜開催することができる。

第7章 入区および退区

第22条（入区および退区）

1. 他の市町村または他区から本区に転居してきた者は、当該組長より副区長を経て区長に申し出るとともに、本区が定める区費及び防犯灯費を納入しなければならない。
2. 本区から転居またはその他の理由により退区するときは、当該組長より副区長を経て区長に申し出るものとする。ただし、納入済みの区費及び防犯灯費は返却しないものとする。

第8章 会 計

第23条（会計）

本区の会計は、区民が納入する区費・防犯灯費、及び助成金・寄付金、その他の収入をもって運営するものとする。

第24条（会計事務）

本区の会計事務は、第4条2項によって選出された会計担当副区長が行う。

第25条（会計年度）

本区の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 防災会活動

第26条（防災会）

本区防災部会の下に「宮島口」、「宮島口上」、「福面」、「宮島口東」の4地域防災会を組織する。その活動については、別に定める「大野第一区防災会規約」によるものとする。

第10章 集会所の管理および運営

第27条（集会所の管理および運営）

本区の集会所の総括管理者は区長とし、区長は一区各集会所を一括管理する者を指名する。

第28条（集会所の使用規則）

本区の集会所の使用については、別に定める「大野第一区集会所使用規則」によるものとする。

第11章 その他

第29条（規約の改正）

区長は必要と認めた場合、この規約第18条（役員会）および必要に応じて第13条（企画推進協議会）で協議し、規約の改正を行うことができる。ただし、規約の改正が区の事業の運営要領に大きな変更を伴う場合には、この規約第20条（組長総会）の承認を得なければならない。

付 則

1. 「大野町第一区規約（昭和54年4月1日施行）」は廃止する。
2. この規約は、平成7年4月1日から施行する。
3. この規約は、平成11年4月1日に改正施行する。
4. 「大野町第一区諮問委員会規約」は廃止する。
5. この規約は、平成12年4月1日に改正施行する。
6. この規約は、平成18年4月1日に改正施行する。
7. この規約は、平成21年4月25日に改正施行する。
8. この規約は、平成21年6月11日に改正施行する。
9. この規約は、平成24年4月14日に改正施行する。
10. この規約は、平成25年4月13日に改正施行する。
11. この規約は、平成26年4月12日に改正施行する。
主要改正点
 - 1) 第3条(役員) 副区長及び運営部会長の人数を明示したこと。
 - 2) 第4条(役員を選出) ① 区長、副区長の選出方法を明確にしたこと。
② 運営部会長は、役員が兼任できることを追加したこと。
 - 3) 第6条(区長) 区長は区の代表者して業務を行うことを明確にしたこと。
 - 4) 第7条(副区長) ① 副区長は地区の代表者して業務を行うことを明確にしたこと。
② 副区長(総務部会長)は、区長に事故等ある時は代行して業務にあたることを追加したこと。
 - 5) 第22条(入区及び退区) 入区時に防犯灯費の納入、退区時に防犯灯費の返却をしないことを追加したこと。
12. この規約は、平成29年4月8日に改正施行する。
 - 1) 第3条(役員) 3. 項 運営部会長 6名(総務、・・・、防犯青少年育成、体育部会)に於いて体育部会に代えて「行事推進部会」とする。
 - 2) 第8条(運営部会長および副部会長の業務)
 1. 項の内、体育部会を「行事推進部会」とする。
区民運動会、夏祭り盆踊り大会、餅つき大会等の行事を集約し連携することで経費・運営の効率化を図るため。
防犯青少年育成部会は、各種防犯パトロールなどの活動に集約する。
13. この規約は、平成31年4月13日に改正施行する。
 - 1) 第2条 従来の各役員の自宅を事務所としていたが、廿日市市大野東市民センター設置
 - 2) 第15条 企画推進協議会の構成委員に監査を加えた。
 - 3) 第27条 集会所ごとの管理人を廃止し、一区各集会所を一括管理する者を指名する。
14. この規約は、令和2年4月11日に改正施行する。
 - 1) 第3条 役員に新たに「顧問」を加えた。
 - 2) 第4条 新たに「顧問の選出」を加えた。
 - 3) 第9条の2 新たに「顧問の業務」を加えた。
 - 4) 大野第一区集会所使用料区分の一部を削除。

Ⅱ. 廿日市市大野第一区 宮島口／宮島口上／福面／宮島口東 地域 防災会規約

- 第1条 この会は、廿日市市大野第一区宮島口地域防災会・宮島口上地域防災会・宮島口東地域防災会・福面地域防災会(以下本会)と称する。
- 第2条 本会の事務所は、廿日市市大野第一区 宮島口地域防災会・宮島口上地域防災会・宮島口東地域防災会・福面地域防災会・会長宅に置く。
- 第3条 本会は、地域住民の助け合いの精神・相互扶助に基づく自主的な防災活動を行い、地震・台風などの自然災害による被害の防止と軽減を図る。
- 第4条 本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。
1) 防災思想の啓蒙・普及・啓発
2) 自然災害による被害を防ぐための活動
3) 災害発生時における安否確認・情報収集・伝達・消火・避難誘導・救出救護・給食給水などの活動
4) 防災活動の訓練
5) 防災資材・機材などの整備・備蓄・管理
6) その他、本会の目的達成に必要な事業
- 第5条 本会は、廿日市市大野第一区 宮島口地域・宮島口上地域・宮島口東地域・福面 地域の住民をもって構成する。
- 第6条 本会に次の役員・係を置く。
1) 会長 (本部長) 1名
2) 副会長(副本部長) 2名
3) 班長 若干名
2. 会長は、副区長をもってあて、その他の役員は会員の互選により選出する。
3. 役員任期は次期総会までの1年とする。ただし、再任することができる。
4. 各組に防災係を置く。任期は複数年とし再任をすることができる。
- 第7条 会長は、本会を代表し会務を主宰する。
自然災害発生時は、災害対策本部長として防災活動の指揮命令を行う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長・本部長の職務を行う。
2名の副会長は、あらかじめ席次を決めておかなければならない。
3. 班長は、防災各班の班長として、班の運営にあたる。
4. 防災係は、組長と連携し組内の防災活動にあたる。
- 第8条 本会に、総会及び役員会を置く。
2. 総会及び役員会は会長が招集し、議長となる。
3. 総会は、全住民をもって構成し、毎年1回開催する。
ただし、組長総会又は組長懇談会において総会を代行できるものとする。
全住民は総会に出席できる。
会長は、必要に応じて臨時総会を開催する。
4. 総会は、次の事項を審議する。
総会の決議は参加者の過半数をもって成立する。同数のときは議長が決する。
1) 規約の改正に関すること
2) 防災計画作成及び改正に関すること
3) 活動計画に関すること
4) その他、必要な事項

5. 役員会は、次の事項を審議し執行する。

- 1) 総会への議案提出
- 2) 総会議決事項の執行・実施
- 3) その他、必要な事項

第9条 本会は、自然災害による被害の防止と軽減を図るため防災計画を作成する。

2. 防災計画は次の事項について定める。

- 1) 地震など発生時における対策本部の組織編成及び任務分担に関すること
- 2) 防災知識の啓蒙・普及・啓発に関すること
- 3) 次の防災訓練に関すること
 - ア. 安否確認
 - イ. 災害発生時における情報の収集・伝達
 - ウ. 出火防止、初期消火
 - エ. 災害時要援護者の安全確保
 - オ. 救出救護
 - カ. 避難誘導
 - キ. 給食給水
 - ク. 防災資材・機材の整備、備蓄、管理
 - ケ. その他、必要な事項

第10条 本会の運営に必要な経費は、廿日市大野第一区会計予算、その他の収入をもってあてる。

2. 本会の会計決算は、廿日市市大野第一区組長総会に報告する。

第11条 本会は、大野第一区防災部会に参画し、大野第一区防災活動に必要な事項について協議する。

2. 大野第一区四地域防災会は、災害発生時にお互いに協働し支援する。

第12条 この規約に定めのない事項については、会長が定める。

付則 この規約は、2012年(H24年)6月23・30日から実施する。

2. 2013年1月19日一部改正
3. 2016年4月09日一部改正
4. 2017年4月08日一部改正

Ⅲ. 大野第一区集会所使用規則

第1条 (目的)

この規則は、大野第1区の地域コミュニティ活動の拠点として設置している各集会所の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 (管理者等の実務)

区内集会所の総括管理者は区長とし、区長は一区各集会所を一括管理する者を一名指名する。管理者は、集会所の運営実務を担当する。なお、総務部会長は、集会所全般の設備管理、防火管理等の実務について、区長の命によりこれを担当する。

第3条 (利用の順位)

集会所の利用上の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 市が主催する会合又は集会(公職選挙関連を含む)
- (2) 区が主催する行事、会合又は集会(組長総会、企画推進協議会、役員会、運営部会、組総会など)
- (3) 区が認めた各種団体が主催する会合又は集会
- (4) 上記各種団体が認めた部、クラブ等の会合又は集会
- (5) その他、区民の福利厚生、教育、健康等に寄与する～教室・塾・集会等
- (6) 企業、会社等が主催する催し等。但し、公序良俗に反しないと区長が認めた場合。

<注1> 区民の通夜、葬儀の場合は極力最優先するものとする。

<注2> 上記(1)、(2)項の市あるいは区が主催する行事(含む準備等)、会合又は集会等のための使用日が、その他利用者の集会所使用予約日と競合する事態が生じた場合は、本第3条(利用の順位)に従って、他の使用予約を解除することができる。但し、遅くとも3日前までに使用予定責任者にその旨を連絡しなければならない。

<注3> (3)項の各種団体とは次の9団体である。

- 1) 万年青会 2) 女性会 3) 子ども会育成会 4) 体育推進協議会 5) 更生保護女性会
- 6) 宮島口交番連絡協議会 7) 民生委員・児童委員 8) 母子保健推進員
- 9) 廿日市市消防団 第十二分団

第4条 (利用の申請)

集会所の利用は、事前に一区集会所事務局の承認を得なければならない。申込みは管理人に電話等で使用状況の等を確認し、申込用紙(別記様式1)にて申し込むこと。
なお、長期間反復して使用する団体は、使用者全員の名簿を添付すること。

第5条 (使用の記録)

集会所を使用した場合には、使用責任者はその都度使用記録簿(別紙様式2)の各項を洩れなく記入し、管理者に提出すること。

第6条 (使用時間)

集会所の使用時間は、原則として午前8時から午後11時までとする。なお、使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。

(休所日) 年末12月29日から翌年1月3日、また、お盆の8月13日から15日は、集会所を休所とする。

第7条 (使用料)

集会所を使用する場合には、別項の集会所使用料区分に定める使用料を徴収する。

但し、第3条(2)の区及び(3)の区が認めた9団体が主催する会合または集会は、無料とする。

なお、市あるいは公共団体等が公共の目的で使用する場合は、その都度、別項の集会所使用料に準じて使用料を決定し徴収する。

<注> 第3条(3)の9団体に登録された趣味クラブ等は有料とする。
に準じて使用料を決定し徴収する。

<注> 無料の場合、光熱費も徴収しないが、エアコン使用料(コインタイマー)は利用者の負担とする。

第 8 条 (使用者の責務)

集会所の利用者は使用責任者を定め、管理者の指示に従うと共に次の各項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 使用をキャンセルする場合は、遅滞なく連絡すること。
- (3) 設備、備品等の損傷防止および事故防止に努めること。
- (4) 火気の取り扱いに注意し、火災防止に努めること。集会所及びその周辺は禁煙とする。
- (6) 節電に努めること。
不要な照明は点灯しない(必要な個所のみ点灯し、窓際等は消灯に努める、昼間は極力消灯する、など)。また、エアコンの設定温度は、夏は28℃、冬は20℃とする。
- (7) 使用後は必ず室内を原状に復し、清掃すること。
- (8) 未成年者が使用する時は、必ず保護者が使用責任者として立会うこと。
- (9) 退場時は電気の主電源をオフ、ガスの元栓の閉鎖を確認して施錠し、鍵はキーボックスに収納し施錠すること。
- (10) 会合、集会等で発生したゴミ、空瓶等は分別して原則として当日中に処分すること。
- (11) 非営利活動の場合は、それを明確に証明すること。

第 9 条 (キャンセル料金)

使用をキャンセルした場合は、次の通りキャンセル料金を徴収する。

- (1) 前日及び当日のキャンセル及び無断キャンセル： 使用料の100%
 - (2) 2日前までのキャンセル： 使用料の 50%
 - (3) 3日前までのキャンセル： なし
- (注) 無断キャンセルの場合は、以後の使用を認めないことがある。

第 10 条 (損害賠償)

集会所を使用中に建物もしくは付属設備、備品等を破損、損傷又は滅失したときは、速やかに管理者に申し出るとともに損害を賠償しなければならない。

第 11 条 (規則の改訂)

この規則の改定は役員会で審議し、区長の承認を得る。

- 付則 1. この規則は平成 8 年 10 月 1 日から施行する。
2. 「集会所使用要項 (昭和 63 年 10 月 1 日施行)」は廃止する。
 3. この規則は平成 10 年 4 月 1 日に改正施行する。
 4. 大野第一区集会所使用料区分は平成 16 年 8 月 1 に改定施行する。
 5. この規則は廿日市市による集会所の管理運用見直しに伴い、平成26年7月1日から改定施行する。但し、第9条(キャンセル料金)は既に平成25年7月から施行済みのため除外する。

主要改定箇所

- 1) 第3条(利用の順位) (注2)市や区が使用する場合は、優先して使用できることを明確にした
 - 2) 第9条にキャンセル料金を明確にしたこと。
 - 3) 第11条に於いて、本使用規則の改定は市長ではなく区長の承認になったこと。
 - 4) 集会所使用区分及び料金を改定したこと。
6. 平成27年度より、
- 1) 第6条に休所日の規定を追加。
 - 2) 市や公共団体等が使用する場合も使用料区分に準じて使用料を徴収するように改正。
7. 平成29年4月8日 第8条(使用の責務)に4. 項に「集会所及びその周辺は禁煙とする」を追加。
8. 平成31年4月13日 第2条(管理者等の実務)で区長の管理責任と各集会所の管理を明確にし、務部会長の実務を、集会所全般の設備管理、防災管理等の実務を明確にした。

第 4 条 (利用の申請) 集会所の利用は、事前に当該集会所の管理者の承認を得なければならない等申請の方法を簡略化した。

別記様式 2 ※印刷機の使用料を明記した。白黒 10円、カラー 50円

9. 令和2年4月11日 但し書きの、やむを得ず両時間帯にまたがって連続して使用する場合の料金の徴収を明確にした。

大野第一区集会所使用料区分

- 1) 使用時間帯は原則として 8時～13時、13時～18時、18時～23時の3区分とし、各時間帯ともその時間帯内であれば使用時間の長短に関わらず同一料金とする。但し、やむを得ず両時間帯にまたがって連続して使用する場合は、両時間帯分の料金を徴収する。
- 2) 各集会所とも1回の使用人数が20名を越える場合は、使用者区分及び部屋区分に関係なく使用料金を5割増しとする。
- 3) 全ての部屋に於いて、エアコン使用料(コインタイマー)は利用者の負担とする。

集会所	使用者区分		一般使用 ^{※2)}		一般使用以外	
	部屋区分		一区区民 ^{※3)}	一区区民以外	学習教室等 ^{※4)}	企業・会社等
一区	1F	ホールA ^{※1)}	500円	1,200円	2,000円	5,000円
	2F	会議室、和室	300円	800円	1,500円	3,000円
		調理室 ^{※5)}	600円	1,100円	1,800円	3,500円
	3F	ホールB ^{※1)}	400円	1,000円	1,800円	4,000円
柿の浦	大ホール		1,000円	2,000円	4,000円	10,000円
	和室		300円	800円	1,500円	3,000円
	調理室 ^{※5)}		600円	1,100円	1,800円	3,500円
福面	ホール		500円	1,300円	2,000円	5,000円
	和室		300円	800円	1,500円	3,000円
	調理室 ^{※6)}		600円	1,100円	1,800円	3,500円
青葉台	ホール		500円	1,300円	2,000円	5,000円
	和室		300円	800円	1,500円	3,000円
	調理室 ^{※5)}		600円	1,100円	1,800円	3,500円

- ※1) 一区集会所の1F及び3Fホールの料金には使用の如何を問わず調理室／湯沸かし室を含む(調理用設備が少なくホールとほぼ一体になっているため)。
- ※2) 一般使用とは、財産上の利益を求めない会合・集会・活動などをいう。
- ※3) 一区区民とは、使用者の2/3以上が一区の区民であり、かつ、代表者／使用責任者も区民でなければならない。ただし、指導者／教師等の居住地は一区外でもよい。
なお、この区分には第3条(注3)の9団体に登録された趣味クラブ等を含む。
- ※4) 区民の福利厚生・教育・健康等に寄与すると認められ、反復かつ定期的に開く英語・珠算・書道・料理・スポーツ等の教室、塾などは一般使用以外の学習教室等の扱いとする。
- ※5) 調理室使用料には電気、ガス、水道等の光熱費を含む。但し、調理を行わず、飲用に供する湯茶を沸かす程度の場合は、調理室使用料を徴収しない。

○ 区民の葬儀で使用する場合は次表による

	各集会所の一部屋	柿の浦大ホール
通夜	5,000円	8,000円
葬儀	5,000円	8,000円
前日の準備	3,000円	4,000円

注1. 調理室の使用料は各集会所共光熱費を含めて1日当たり1,500円とする。

注2. 使用の時間は1日単位とする。

大野第一区 区長		様	
一区・福面・柿ノ浦・青葉台 集会所 使用申込書			
使用責任者氏名	印		
住 所			
	組番号	組	TEL
団体及び名称			
使用目的			
使用場所 (○で囲む)	一 区: 1Fホール、2F会議室、2F和室A、2F和室B、2F調理室、 3Fホール 柿の浦: 大ホール、和室、調理室 福 面: ホール、和室、調理室 青葉台: ホール、和室、調理室		
使用日	月	日	曜日
使用時間	時	分	～ 時 分
使用人数	一区区民:	名、一区外:	名、合計: 名
記 事 欄	★ 定期的に使用される場合は、当記事欄に記入して下さい ★ 長期使用の場合は、冬・夏休み等の予定を記入して下さい。 ★ 責任者変更の場合は、再提出して下さい。		
使用料金	会場使用料	円	
	合 計	円	
備 考			

〈注〉1. 使用申し込みの受け付けは、使用日の3か月前からとする。

〈注〉2. 使用者全員の名簿を添付のこと。

〈注〉3. キャンセルする場合は早めに連絡のこと(キャンセル料が発生する)。

区 長	
--------	--

月 日 () 時 分 ~ 時 分				場所	室 室 室
使用目的	管理	管理	管理	施設	冷房・暖房・ガス
				掃除	モップ掛け トイレ掃除(30名以上の時)
				人数	人 (内1区 人)
				責任者	住所 氏名
(使用料 円)					
コピー使用 [モノクロ 10円 枚] [カラー 50円 枚]					
月 日 () 時 分 ~ 時 分				場所	室 室 室
使用目的	管理	管理	管理	施設	冷房・暖房・ガス
				掃除	モップ掛け トイレ掃除(30名以上の時)
				人数	人 (内1区 人)
				責任者	住所 氏名
(使用料 円)					
コピー使用 [モノクロ 10円 枚] [カラー 50円 枚]					
月 日 () 時 分 ~ 時 分				場所	室 室 室
使用目的	管理	管理	管理	施設	冷房・暖房・ガス
				掃除	モップ掛け トイレ掃除(30名以上の時)
				人数	人 (内1区 人)
				責任者	住所 氏名
(使用料 円)					
コピー使用 [モノクロ 10円 枚] [カラー 50円 枚]					
月 日 () 時 分 ~ 時 分				場所	室 室 室
使用目的	管理	管理	管理	施設	冷房・暖房・ガス
				掃除	モップ掛け トイレ掃除(30名以上の時)
				人数	人 (内1区 人)
				責任者	住所 氏名
(使用料 円)					
コピー使用 [モノクロ 10円 枚] [カラー 50円 枚]					